成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　算式Ⅲの符号中 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

面積

算式

$$\frac{\sum_{n=10}^{15}(B_n \times C_n) + \sum_{n=10}^{13}(D_n \times E_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{17}(F_n \times G_n) + \sum_{n=10}^{17}(H_n \times I_n) + \sum_{n=10}^{14}(J_n \times K_n) + \sum_{n=11}^{13}(L_n \times M_n)}{1{,}039{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=18}^{29}(N_n \times O_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都市に係るもの　0.005
　　イ　平成 10 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

C_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.004
　　イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係る

成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

α　算式Ⅲの符号中 B の地方債に係る同意等額を当該地方債の同意等年度における災害対策基本法施行令第 43 条第 2 項に規定する標準税収入額で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 100,000 を乗じて得た数（以下この号において「発行割合」という。）に別表第 3 の 14 の A に定める当該発行割合の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表の B に定める当該発行割合の段階に応ずる数値との合計数を当該発行割合で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該発行割合が 200 以下のときは 1.000 とする。）

面積

算式

$$\frac{\sum_{n=9}^{15}(B_n \times C_n) + \sum_{n=9}^{13}(D_n \times E_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{17}(F_n \times G_n) + \sum_{n=9}^{17}(H_n \times I_n) + \sum_{n=10}^{14}(J_n \times K_n) + \sum_{n=11}^{13}(L_n \times M_n)}{1{,}038{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=18}^{28}(N_n \times O_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_9　ア　平成 9 年度市場公募都市に係るもの　0.003
　　イ　平成 9 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

C_{10}　ア　平成 10 年度市場公募都市に係るもの　0.005
　　イ　平成 10 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

C_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都市に係るもの　0.004
　　イ　平成 11 年度市場公募都市以外の市町村に係る